

直方市地籍調査業務委託（外注）共通仕様書

第1章 総 則

（趣旨）

- 第1条 本仕様書は、直方市が国土調査法に基づき実施する地籍調査業務（外注）に伴う作業全般に適用し、作業内容及び成果品等を定めるものとする。
- 2 現場説明事項及び特記仕様書は、この仕様書に優先する。

（作業規定等）

- 第2条 本業務の実施は、本仕様書、特記仕様書及び業務委託契約書のほか、つぎの法令等に基づくものとする。
- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
 - (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
 - (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
 - (4) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
 - (5) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
 - (6) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
 - (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
 - (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
 - (9) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
 - (10) 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量解説（平成28年4月国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課 整備推進第1係）
 - (11) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成29年度版）
 - (12) 地籍調査成果電子納品要領（平成29年4月版）
 - (13) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成29年4月版）
 - (14) 不動産登記法（平成16年6月法律第123号）
 - (15) 測量法（昭和24年6月法律第188号）
 - (16) その他関係法令及び通達

（用語の定義）

- 第3条 本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「監督職員」とは、直方市（以下「委託者」という。）が指定する業務の工程管理を行う職員をいう。
- (2)「主任技術者」とは、業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）を代表して、受託した各工程の作業を統括する者をいう。
- (3)「指示」とは、委託者又は監督職員が受託者に業務上必要な実施事項を示すことをいう。
- (4)「承諾」とは、受託者が申し出た事項について、監督職員のほか、土地の所有者又は土地の占有者等（以下「所有者等」という。）が同意すること、また、受託者が提出する書類等について、委託者又は監督職員が了承することをいう。なお、地籍図根三角点平均図及び地籍図根多角点平均図に係る承諾については、監督職員が承諾年月日を記載し、署名（必ず直筆によること。）及び押印することをいう。
- (5)「成果品」とは、業務の成果、業務に係る記録及びその他必要な資料をいう。

（疑義）

第 4 条 受託者は、業務遂行上仕様書等に疑義を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

（主任技術者等）

第 5 条 受託者は、作業の進捗管理及び精度管理を行うほか、各工程の作業を統括する者を主任技術者に定め、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。また、主任技術者を変更したときも同様とし、主任技術者は、当該業務に専任しなければならないものとする。ただし、当該業務の委託料が 3,500 万円未満の場合においては、次の各号のいずれかに該当する業務に限り主任技術者の兼任を認めるものとする。

- (1) 本市が委託する用地測量又は基準点測量等の業務で、委託料が 100 万円未満のもの。
 - (2) 本市が委託する地籍調査業務又は地籍調査業務に附帯する測量業務で、委託料が 3,500 万円未満のもの。
- 2 前項に定める主任技術者は、測量法第 49 条の規定による登録された測量士で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 地籍調査業務の実務経験を有し、特記仕様書に記載する実施工程において施工管理能力を有すると委託者が認める者
 - (2) 地籍主任調査員の資格を有する者
 - (3) 地籍調査管理技術者の資格を有する者
- 3 当該業務の実施工程に E 工程（一筆地調査）が含まれる場合において、現地立会調査に、前 2 項の定めによる主任技術者が同行しないときは、受託者は、

主任技術者に代わり現場の統括を行う者として、前項に定める資格等を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者を現場代理人として配置し、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。なお、現場代理人を変更したときも同様とする。

- (1) 土地家屋調査士、土地改良換地士又は土地区画整理士の資格を有する者
- (2) 一筆地調査又は境界確認を伴う用地測量の実務経験を有し、一筆地調査を実施するための十分な知識及び技能を有すると委託者が認める者

4 第1項及び第2項の定めによる主任技術者並びに第3項に定める現場代理人は、公告の日において、受託者が直接雇用している者でなければならない。

ただし、受託者が中小企業等協同組合法で定める事業協同組合である場合は、公告の日における組合員または組合員が公告の日において直接雇用している者も、受託者が直接雇用している者とみなす。

(業務計画)

第6条 受託者は、業務の計画を明確にするため、次の各号に定める書類を作成するとともに、契約締結後10日以内に委託者に提出し承諾を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 作業実施計画書（事故発生時の緊急連絡網を含む）
- (3) 作業工程表
- (4) 技術者届（主任技術者、現場代理人）
- (5) その他監督職員が指示する資料

2 受託者が、業務の計画を変更しようとする場合においても前項の手続きに準じるものとする。ただし、その変更が軽微なものであり、監督職員の承諾を得ている場合はこの限りでない。

(打合せの記録)

第7条 委託者及び受託者は、業務の実施にあたり、指示、承諾又は協議した事項について、その内容等を打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

(準則等における緩和規定の適用)

第8条 受託者は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準（別表を含むものとし、以下「準則等」という。）又は本仕様書に定められている「やむを得ない場合」を適用するとき、また、「標準」とされる制限範囲を超えて作業を行うときは、事前に当該事由を記した理由書及び監督職員が指示する資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

(支給材料、貸与資料及び貸与品等)

第 9 条 受託者は、委託者から支給又は貸与された材料、資料及び物品等について、その受け払い状況等を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量等を明らかにしておかなければならないものとする。

2 受託者は、業務完了時に支給材料等の使用調書を速やかに監督職員に提出し、支給材料に残りがあるときは返却しなければならないものとする。

3 受託者は、業務完了時に委託者から貸与された資料及び物品等を返却しなければならない。なお、貸与された資料を複製及び出力したもの又は貸与された資料を基にデータ化したものがあるときは、監督職員の指示により当該資料等の返却又は廃棄をしなければならないものとする。

(土地の立入り)

第 10 条 受託者は、業務の実施にあたり、国有・公有又は私有の土地に立入る場合又は現地で作業を行う場合には、委託者が貸与する腕章の着用及び国土調査法第 24 条第 3 項の規定に基づく身分証明書の携帯をし、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。

2 受託者は、業務の実施にあたり、建物の敷地又は塀やフェンス等で囲まれた土地に立入る場合には、あらかじめ所有者等に通知をし、承諾を得たうえで立入らなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合には、業務に必要な範囲内で、所有者等に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立入るものとする。

(伐除、土地の使用等)

第 11 条 受託者は、障害物の伐除は必要最小限にとどめ、土地若しくは工作物の一時使用を行う場合は、その所有者等の承諾を得て行うものとする。なお、承諾が得られないときは、遅滞なく監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(損害のため発生した経費の負担)

第 12 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の補償、補填又は賠償等（以下「補償等」という。）に要する経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害の補償等に要する経費は、委託者が負担するものとする。

2 前項の定めによる補償等の額は、利害関係が及ぶ当事者間で協議のうえ定めるものとする。

(業務の安全管理)

第 13 条 受託者は、業務遂行にあたり保安、公衆衛生等に関する諸法規を遵守

すると共に、安全に留意し、災害・事故等の防止に努めなければならない。

- 2 業務に影響を及ぼす事故、人命に係わる事故もしくは第三者に損害を与える事故が発生したとき、又はこれらの事故が発生するおそれのあるときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

(進捗状況等の報告)

- 第 14 条 受託者は、業務を円滑に遂行するため、監督職員に対し、業務の進捗状況等を随時報告しなければならない。

(記録及び成果の作成)

- 第 15 条 受託者は、各測量工程を実施する場合において、観測・計算・成果の内容が確認できるよう、主要な事項については観測データを保存しなければならないものとする。なお、その場合において、観測・計算・成果各々に不整合がないようにするとともに、後続工程にも不整合が生じないよう十分に注意しなければならない。

(点検測量)

- 第 16 条 受託者は、C 工程、D 工程及び F I 工程において、準則等の定めによる点検測量を行わなければならないものとする。
- 2 点検測量は、観測及び計算が終了した後に実施するものであるため、観測終了後に引き続き点検測量を行うことのないよう注意すること。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、F I 工程において細部放射点を設置した場合は、地籍調査作業規程準則運用基準第 35 条第 10 項の定めによる点検等を行うこと。

(成果等の点検)

- 第 17 条 受託者は、業務の記録及び成果等について、作業員及び点検者の 2 名により全数の自己点検を行い、作業員は黒色（鉛筆）で、点検者は赤色（インク）で点検箇所を検符をし、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による自己点検終了後、遅滞なく監督職員による点検を受けなければならないものとする。

(委託者及び認証者による検査)

- 第 18 条 受託者は、成果品の出来映え等について、次の各号に定める検査を受けなければならない。なお、受託者は、受検の準備が出来次第、速やかに監督職員にその旨を申出なければならない。

- (1) 各工程終了後の実施者検査（委託者による検査）

(2) 全工程終了後の認証者検査（県による検査）

- 2 主任技術者は、前項に定める検査に立会わなければならないものとする。
- 3 監督職員は、第1項の定めによる受託者の申出があった場合は、速やかに関係機関等との連絡調整を行い、検査の日時その他必要な事項を受託者に通知するものとする。
- 4 第1項第1号に定める実施者検査は、各工程大分類における取りまとめ（監督職員による点検）終了後、速やかに受検しなければならない。ただし、H工程においては、工程作業終了後の検査のほか、「地籍簿案の作成」の工程小分類完了後（閲覧開始前）にも検査を受けなければならないものとする。
- 5 第1項に定める検査において、受託者は、検査を実施する者の指示により、検査に必要な作業及び検査に必要な資料の提示を行わなければならないものとする。
- 6 受託者は、第1項の定めにより検査を受けた結果、本仕様書に適合しないものとして修正の指示を受けたときは、速やかに修正を行い再検査を受けなければならない。

（業務に係る情報管理等）

- 第19条 受託者は、業務により知り得た個人情報及び法人情報については、他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、業務により得た個人情報及び法人情報については、業務以外に使用してはならない。
 - 3 受託者は、個人情報及び法人情報に係る資料については、管理責任者を定め厳重に管理し、慎重に取扱わなければならない。

（成果品等）

- 第20条 受託者は、委託者又は監督職員の指示により、第33条第1項各号に定める業務の記録及び成果品等の関係書類を提出しなければならない。
- 2 業務の記録及び成果品は、すべて委託者の所有とし、委託者の承諾なしに他に公表、貸与又は使用をしてはならない。
 - 3 成果品の電子納品については、委託者と協議のうえ実施するものとし、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。また、その他の成果品等の内、電磁記録で収納が可能なものについては、監督職員と協議のうえ、記録用の媒体（CD-R等）に保存し、出力した資料と同時に提出しなければならない。

第2章 業務概要

(業務の内容)

- 第21条 本業務における測量は、地上数地法により実施するものとする。
- 2 受託者は、業務の遂行にあたり準則等を遵守するとともに、第23条から第32条に定める各工程の作業内容に留意のうえ実施しなければならない。
 - 3 実施する作業工程は、受託した業務の特記仕様書に記載する実施工程によるものとする。

(作業工程)

第22条 本業務における作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 地籍図根三角測量 (C工程)
- (2) 地籍図根多角測量 (D工程)
- (3) 一筆地調査 (E工程：調査図素図、地籍調査票の作成及び現地立会調査)
- (4) 地籍細部測量 (F I 工程：細部図根測量)
- (5) 地籍細部測量 (F II -1 工程：一筆地測量)
- (6) 地籍細部測量 (F II -2 工程：地籍図原図作成)
- (7) 地積測定 (G 工程)
- (8) 閲覧、地籍図及び地籍簿案の作成、地籍図複図作成、最終取りまとめ (H 工程)

(C 工程：地籍図根三角測量)

第23条 受託者は、本作業において、次の各号の定めに留意のうえ実施しなければならない。また、現地踏査により選点図を作成し、埋標作業前に監督職員の承諾を得なければならない。なお、選点図を変更する場合においても同様とする。

- (1) 与点は、電子基準点のみを使用すること。ただし、地形上等の理由により、与点を電子基準点のみとできない場合、または、GNSS 測量機が使用できない等の理由でトータルステーションを使用する場合において、受託者は、委託者に当該事由を詳細に記載した理由書を提出し、監督職員の承諾を得たうえで、一等～四等三角点、1～2 級基準点又は既設の図根三角点を与点とすることができるものとする。
- (2) 新点の埋標前に、必ず当該土地所有者の建標承諾を得ること。
- (3) 標識の規格は、準則等又は特記仕様書によるものとする。なお、設置を行う際は、亡失及び破損の防止措置（保護石及び保護柵等の設置）を講じ、後続の測量の容易化を図るための表示板等を設置すること。
- (4) 新点を埋標するときは、黒板等に年度、都市名（直方市）、標識の種別、点名及び撮影年月を記載し、次に掲げる作業区分毎に5枚の写真撮影を行い、

当該写真データを媒体（CD-R 等）に保存して成果品に添付すること。なお、「②埋標前」及び「③作業中」の写真は、撮り直しができないため、撮影漏れのないよう十分に注意すること。

① 標識材料（寸法を示す計測用具を添えて撮影すること。なお、金属標等1枚の写真で標識の規格が表示できない場合は、撮影する角度を変えて複数枚撮影すること。ただし、同一規格の標識材料を複数使用する場合においては、2つ目以降の写真を省略することができるものとする。）

② 埋標前

③ 作業中

④ 埋標完了（近景）

⑤ 埋標完了（遠景）

(5) 観測には、1級若しくは2級のGNSS測量機を用いること。ただし、観測距離が10Km以上の場合において使用する測量機は、1級GNSS測量機（2周波）に限るものとする。

(6) 計算時は、セミダイナミック補正を用いること。

(7) 地形上の理由等により、電子基準点のみを与点とできない場合の新点は、与点間を直線で結んだ外周線の内側に設置するよう努めること。

(8) 単位区域の外周に設置する新点は、後続作業の精度維持を考慮し、隣接する既設の地籍図根三角点等の外周を結んだ直線から、単位区域のはみ出しが少なくなるよう選点を行うこと。

(9) 観測するセッションが1セッションしかない場合は、点検のため1辺以上の重複観測を行うこと。（第16条第2項参照）なお、重複観測を行う場合においては、必ずアンテナ高を変更のうえ観測すること。

(10) 第2号④及び⑤については、地籍図根三角点選点手簿に掲示すること。

(D 工程：地籍図根多角測量)

第24条 受託者は、本作業において、次の各号の定めに留意のうえ実施しなければならない。また、現地踏査により選点図を作成し、埋標作業前に監督職員の承諾を得なければならない。これは、選点図を変更する場合においても同様とする。

(1) 特記仕様書に定めがある場合を除き、与点は、次に記載する基準点を使用すること。なお、既設の基準点を与点として使用しようとする場合においては、当該基準点に異常がないかを点検し、異常のある基準点については、遅滞なく監督職員に報告をし、使用の可否について承諾を得ること。

① 電子基準点

② 1等～4等三角点

③ 1級公共基準点

④ 地籍図根三角点等（2級公共基準点・街区三角点）

- ⑤ 既設の地籍図根多角点等（3級公共基準点・街区多角点）
- (2) 多角路線の次数は、地籍図根三角点等を基礎として一次までとする。ただし、既設の図根多角点等を与点とする場合は、二次までとすることができる。なお、既設の図根多角点等を与点とする場合においては、次数が下位とならないよう、その使用を必要最小限とするよう努めなければならない。
- (3) 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結んだ直線から、はみ出さないよう努めるものとし、地形上の都合等によりはみ出す場合においては与点間を結んだ直線の外側50度以下とすること。ただし、GNSS法による場合はこの限りではない。
- (4) 多角路線の夾角が60度以下とならないよう注意すること。ただし、GNSS法による場合はこの限りではない。
- (5) 同一路線における測点間の距離は、努めて30m以上で等間隔となるよう選点を行うこと。なお、見通し障害等によりやむを得ない場合でも、測量精度を維持するため、10m以上を標準とする。
- (6) 路線長は、電子基準点のみを与点とする場合を除き、1.5km以内を標準とする。ただし、2次及び3次の多角路線にあつては、1.0km以内を標準とする。
- (7) 同一多角路線に属する測点数は、1次の多角路線においては50点以内、2次の多角路線においては30点以内とする。
- (8) 標識の規格は、準則等又は特記仕様書によるものとする。なお、設置場所については、亡失及び破損が起りにくく、後続の測量が効率的に行える場所を選点すること。
- (9) 新点の埋標前には、必要に応じて当該土地所有者の建標承諾を得ること。
- (10) 新点を埋標するときは、黒板等に撮影年月、都市名（直方市）、標識の種別及び点名を記載し、次に掲げる作業区分毎に5枚の写真撮影を行い、当該写真データを媒体（CD-R等）に保存して成果品に添付すること。ただし、精度区分「乙地区」においては、次に掲げるもののうち②及び③を省略できるものとする。
- ① 標識材料（寸法を示す計測用具を添えて撮影すること。なお、金属標等1枚の写真で標識の規格が表示できない場合は、撮影する角度を変えて複数枚撮影すること。ただし、同一規格の標識材料を複数使用する場合においては、2つ目以降の写真を省略することができるものとする。）
- ② 埋標前
- ③ 作業中
- ④ 埋標完了（近景）
- ⑤ 埋標完了（遠景）
- (11) 網構成は、厳密網にて対応を行うこと。
- (12) 観測時には標高についても観測し、厳密網平均計算ソフトを使用のうえ、

座標値に加え標高も記載した成果品を作成すること。

(13) 前号の定めにかかわらず、精度区分乙2及び乙3地区においては、標高に係る高低網平均計算を省略できるものとする。ただし、鉛直角の観測及び鉛直角の成果への記載を省略できるものではないので観測漏れのないよう注意すること。

(E 工程：一筆地調査)

第25条 受託者は、委託者より貸与される登記情報、地図情報及び調査対象者情報等の資料を基に本業務にあたるものとする。なお、各作業にあたっては、次の各号に留意のうえ実施しなければならない。

(1) 受託者は、委託者より貸与された情報について、変更があった場合は、自ら関連資料の収集等を行い、常に情報が最新の状態であるよう注意しなければならない。

(2) 受託者は、雨天時の現地立会調査にも対応できるよう、防水性が高く、油性インクで文字等の記入ができる材質により、調査図素図を作成するよう努めなければならない。

(3) 受託者は、準則等に定められた様式により、調査区域内の全筆の地籍調査票を現地立会調査前に作成しなければならない。なお、地籍調査票は、委託者が設置している地籍調査支援システム（以下「支援システム」という。）により出力することができるものとする。

(4) 受託者は、現地調査日程、調査実施の時刻及び集合場所等について、事前に監督職員と協議を行ったうえで作業進行予定表を作成し、遅滞なく委託者に提出しなければならない。

(5) 受託者は、一筆地調査における調査日程毎の区域分けを行う場合は、隣接する土地所有者が二度手間とならないよう、努めて長狭物で囲まれた区域毎に区分けを行うこと。

(6) 受託者は、支援システムにより調査対象者に対する現地調査の通知を作成し、調査日の2週間前までに郵送しなければならない。また、調査日の前日までに必ず電話連絡等により調査対象者の出欠確認を行なわなければならない。なお、調査日に欠席する調査対象者がある場合は、監督職員に報告のうえ、再調査の日程調整を行なわなければならない。これは、地区推進委員が、現地調査に同行する場合の案内及び出欠確認についても同様とする。

(7) 筆界標識に使用する杭、鋸、金属プレート（以下「杭等」という。）及び筆界点番号標は現地調査前に委託者が受託者に支給するものとし、受託者は、支給された杭等及び筆界点番号標の保管並びに残数管理を行わなければならない。

(8) 筆界標識の設置にあたり、所有者等が設置出来ない場合において、受託者が標識の設置を代行する場合は、必ず設置後に所有者等の確認を得ること。

- (9) 現地立会時には、誰が立会を行ったかを明らかにするため、立会人の写真撮影を行い、そのデータを記録用媒体に収め成果品（現地調査作業日誌）に添付して納品すること。
- (10) 調査図素図は、油性インクを使用したペンで筆界点の位置、筆界点番号、土地の異動状況（分筆、合筆、土地表示、滅失、地番訂正等）及び画地毎の結線を記入し、その記載事項に誤りがないか、努めて当日中に現地において確認作業を行うこと。
- (11) 現地調査の結果については、支援システムに遅滞なく入力すること。
- (12) 調査区域内に市町村境界がある場合は、土地所有者以外に、委託者及び隣接する市町村の市町村境界担当職員も立会のうえ調査を行うこと。
- (13) 登記名義人又は相続人以外の者が立会を行った場合は、委任状の添付漏れがないよう注意すること。
- (14) 共有で所有する土地又は任意団体が所有する土地において、代表者が立会を行う場合は、代表者選任届の添付漏れのないよう注意すること。
- (15) 不存地及び滅失地として調査する場合は、地籍調査票の摘要欄（記入が困難な場合は別紙）にその理由及び経緯を記入し、土地所有者（相続人の場合は全員）の承諾印を得ること。
- (16) 委託者が管理する法定外長狭物（無地番の里道及び水路）については、「新たに土地の表題登記をすべき土地」として調査を行うため、委託者の担当所管で、国から譲与を受けた土地であるかを確認のうえ適正な処理を行うこと。
- (17) 現地調査終了後に、土地所有者からの筆界点変更等の申し出があった場合は、監督職員にその旨を報告のうえ、必要に応じて再立会等の対応を行うこと。なお、その結果筆界点の追加、移動又は廃点等が生じたときは、地籍調査票の摘要欄に、変更等のあった筆界点番号、変更理由、変更日及び変更等の状況について記載をし、立会った隣接土地所有者の確認印を押印させること。また、調査図素図にも、変更の内容を記載すること。
- (18) 筆界の抹消、筆界点番号標の破損又は紛失等により筆界点番号を欠番とする場合は、調査図素図の余白欄に欠番となる番号及び欠番とする理由を記入すること。
- (19) 市町村境界杭は、コンクリート杭（10 cm×10 cm×70 cm以上）を設置すること。ただし、特記仕様書に別途記載がある場合は監督職員の指示する標識を設置すること。

（F I 工程：細部図根測量）

第 26 条 本作業は、結合多角方式によることを標準とし、次の各号に留意のうえ実施しなければならない。また、受託者は、現地踏査により選点計画図を作成し、埋標作業前に監督職員の承諾を得なければならない。

- (1) 網図は地籍図根多角点網図との兼用ができるものとする。

(2) 特記仕様書の定めにより地籍図根多角測量を省略し細部図根測量を行う場合において、次に記載する事項は、本条項の定めにかかわらず、第24条（地籍図根多角測量）の定めに従うものとする。

- ① 網構成（第24条第1項第1号）
- ② 使用する与点（第24条第1項第2号）
- ③ 多角路線（第24条第1項第4号から第8号まで）
- ④ 一次の細部多角路線における「交点」又は「200m間隔の新点」の標識規格及び写真撮影（第24条第1項第9号及び第10号）

(3) 多角路線の次数は、地籍図根点等を基礎として二次までとする。ただし、特記仕様書の定めにより地籍図根多角測量を省略する場合は、三次までとすることができる。

(4) 地形上の理由等で結合多角方式が採用できない場合は、結合多角方式により設置された一次の細部多角点等を与点として、細部放射点の設置ができるものとする。この場合において、与点から細部放射点までの距離は、100m以下を標準とする。

(5) 放射法により細部図根測量を行う場合において、新点と器械点との距離は、器械点と後視点との距離より短くなるよう注意すること。なお、後視点は、器械点と同一の多角網に属する細部多角点等であれば相隣る点でなくてもよいものとする。

(6) 細部放射点の設置に際し、細部放射点と与点間において視通障害等により真にやむを得ない場合に限り、節点1点以内の開放路線を形成することができるものとする。受託者は、この方式を採用する場合は、当該事由を記載した理由書（様式不問で、現場写真及び地図を添付すること。）を委託者に提出し、埋標作業前に必ず監督職員の承諾を得なければならない。なお、この方式を採用する場合においては、監督職員立会いのうえ全数の点検測量（点検及び取付観測は不可）を行うこと。

(7) 標識の規格は、準則等又は特記仕様書によるものとする。なお、設置場所については、亡失及び破損が起こりにくく後続の測量が効率的に行える場所を選点すること。

(FII-1 工程：一筆地測量)

第27条 受託者は、本作業において、次の各号の定めに従うよう留意のうえ実施しなければならない。また、市町村境界を有する調査区域において、委託者の市町村境界担当所管より、市町村境界協議の締結に必要な筆界点番号、筆界点座標及び図面等の資料提供の申出があった場合は、努めて協力しなければならない。

- (1) 調査図を十分に確認し、筆界点の測定漏れ等のないよう注意すること。
- (2) 放射法による一筆地測量において、与点から筆界点までの距離は100m以

下を標準とする。

- (3) 筆界点と器械点との距離が、器械点と後視点との距離より短くなるよう、測量する筆界点毎に最も適した器械点及び後視点の位置を選定し、測量の精度向上に努めること。

(FⅡ-2 工程：地籍図原図作成)

第 28 条 地籍図原図は、地籍図の様式を定める省令の定めにより作成すること。

なお、作成にあたっては、次の各号に留意のうえ実施しなければならない。

- (1) 地籍図原図の作成にあたっては、一筆の土地が複数の図郭に分かれている場合の図郭毎の地番表示等、表示漏れ又は表示誤りなどがなく全数点検を行うこと。
- (2) 地籍図原図に使用する用紙は、ポリエステルベース（＃300）とする。
- (3) 筆界点番号図に使用する用紙は、ポリエステルベース（＃300）とする。

(G 工程：地積測定)

第 29 条 本作業は、電子計算機を使用し、現地座標法により面積を求めるものとし、次の各号の定めに留意のうえ実施しなければならない。

- (1) 面積計算簿には、各筆に属する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示すること。
- (2) 一筆座標面積計算書には、筆界点番号が記載された筆図形（縮尺不問）を表示するよう努めること。
- (3) 単位区域に属する各筆の面積の合計が、単位区域の外周の座標値から求めた面積と一致するよう点検を行うこと。

(H 工程：地籍簿案の作成、取りまとめ)

第 30 条 本作業は、一筆地調査、地籍測量及び地積測定が終了した後に地籍簿案の作成を行うものであり、監督職員の指示及び地籍簿の様式を定める省令の定めに留意のうえ作業を行うこと。

- 2 地籍調査結果閲覧表（50 音順名寄せ帳）については、記載漏れ等がないよう地籍調査票との全数点検を行うこと。

(H 工程：閲覧、申し出に係る修正、地籍図複図の作成)

第 31 条 本作業は、国土調査法第 17 条の規定に基づき行うものとし、次の各号に留意のうえ作業を行うこと。

- (1) 閲覧においては、土地所有者等に対して調査内容の説明が必要となるため、一筆地調査及び現地における測量作業を把握した現場担当者を出席させること。
- (2) 誤り等訂正申出があった場合は、監督職員の指示により、速やかに修正を

行うこと。なお、再立会を行う場合は、申出者及び隣接土地所有者との日程調整や現地立会作業等において速やかな対応をとること。

(3) 地籍図複図は、ポリエステルベース（#300）を使用すること。また、地籍図と同一縮尺で、ひずみがなく、かつ鮮明であること。

(記録及び成果)

第 32 条 各工程における記録及び成果品は、次の各号に定めるとおりとする。
ただし、監督職員から別に指示がある場合はこの限りでない。

(1) 各工程共通

- ・作業工程表
- ・作業実施計画書
- ・作業打合せ記録簿
- ・測量機器検定証明書
- ・プログラム検定証明書
- ・その他監督職員が指示するもの

(2) C 工程（地籍図根三角測量）

- ・基準点等成果簿（写）
- ・地籍図根三角点選点手簿
- ・地籍図根三角点選点図・平均図（準則第 50 条）
- ・地籍図根三角測量観測図・基線解析図
- ・地籍測量総括表（与点名・与点の種別を明記すること）
- ・地籍図根三角測量観測計算諸簿
- ・地籍図根三角点網図（準則第 52 条）
- ・地籍図根三角点成果簿（準則第 52 条）
- ・精度管理表
- ・地籍図根三角点座標電子データ（形式：地籍フォーマット 2000 又は SIMA）
- ・測量標の設置状況写真（CD-R）

(3) D 工程（地籍図根多角測量）

- ・地籍測量総括表
- ・地籍図根多角点選点図・平均図（準則第 56 条）
- ・地籍測量総括表（与点名・与点の種別を明記すること）
- ・地籍図根多角測量観測計算諸簿
- ・地籍図根多角点網図（準則第 58 条）
- ・観測値の点検計算路線図（地籍図根多角測量）※GNSS 測量の場合を除く
- ・地籍図根多角測量観測図
- ・地籍図根多角点成果簿（準則第 58 条）
- ・精度管理表
- ・地籍図根多角点座標電子データ（形式：地籍フォーマット 2000 又は SIMA）

- ・測量標の設置状況写真 (CD-R)
- (4) E 工程 (一筆地調査)
- ・調査図素図 4 部 (うち 3 部は現地立会の 30 日前を目途に提出すること。)
 - ・現地調査の通知一覧表
 - ・立会処理簿 (現地調査作業日誌等・立会者写真データ CD-R)
 - ・一筆地調査完了報告書
 - ・調査図
 - ・地籍調査票綴り
 - ・筆界未定報告書
 - ・地積測量図 (写)
- (5) F I 工程 (細部図根測量)
- ・細部図根点選点図・平均図
 - ・地籍測量総括表 (与点名・与点の種別を明記すること)
 - ・細部図根測量観測計算諸簿
 - ・細部図根点網図 (準則第67条)
 - ・観測値の点検計算路線図 (細部図根測量) ※GNSS 測量の場合を除く
 - ・細部図根測量観測図
 - ・細部図根点成果簿 (準則第 67 条)
 - ・精度管理表
 - ・細部図根点座標電子データ (形式：地籍フォーマット2000又はSIMA)
- (6) F II -1 工程 (一筆地測量)
- ・一筆地測量観測計算諸簿
 - ・筆界点成果簿 (準則第74条)
 - ・精度管理表
 - ・一筆地測量座標電子データ (形式：SIMA)
- (7) F II -2 (地籍図原図作成)
- ・地籍図原図仮作図 (準則第 74 条)
 - ・地籍図原図 (準則第 74 条)
 - ・筆界点番号図 (準則第74条)
 - ・地籍図一覧図 (準則第 74 条)
 - ・地籍明細図 (準則第 75 条：必要な場合のみ)
 - ・画地電子データ (形式：SIMA)
- (8) G 工程 (地積測定)
- ・地目別集計表
 - ・地積測定観測計算諸簿
 - ・地積測定成果簿 (準則第 87 条)
 - ・筆界点座標値等の電磁的記録 (形式：地籍フォーマット 2000)
 - ・精度管理表

(9) H 工程（閲覧、地籍図及び地籍簿の作成、取りまとめ）

- ・地籍調査結果閲覧表（50音順名寄せ帳） 2部
- ・地籍簿（案）3部（準則第88条）
- ・地籍図複図 2部（準則第90条）

また、上記記録及び成果品のうち、以下の資料については別途 PDF データを提出すること。

- ・地籍図根三角點選点図・平均図
- ・地籍図根三角測量観測図・基線解析図
- ・地籍図根三角点網図
- ・細部多角點選点図・平均図
- ・細部多角点網図・観測図
- ・観測値の点検計算路線図
- ・細部図根點選点図・網図
- ・細部図根点成果簿
- ・筆界点成果簿

- 2 受託者は、前項第1号より第9号に定める記録及び成果のうち、受託した業務の特記仕様書に記載する実施工程に該当する成果品を、業務完了後に納品するものとする。